

特殊詐欺防止用電話機器購入費 を補助(1/2)します



ご家庭の電話機には、金銭の振込等を要求する詐欺や悪質な電話勧誘などの迷惑電話がかかってくる。ほとんどの方が、特殊詐欺や悪質商法のことを知っていますが、電話に出ることによりダマされてしまいます。

ダマされないために最も有効な対策は、**犯人と話をしない**ことです！

そこで、こうした被害を未然に防止するのに効果的な、**特殊詐欺防止用電話機器** の購入費を補助します。



❖ 補助金の額

- ・補助対象物品に係る購入費及び取付工事費（消費税含む）の2分の1（100円未満切り捨て）

・5,000円を上限

- ・一世帯1回限り

❖ 対象者

市内に住所を有し、特殊詐欺防止用電話機器を購入された65歳以上（申請年度末日時点）の方が、同一世帯の方。

❖ 対象物品

- ・固定電話に接続する自動着信拒否装置
- ・固定電話に接続する自動応答録音装置
- ・自動応答録音装置または自動着信拒否装置の機能がついている電話機

※付随するサービスの加入や利用に要するその他の費用は含みません。

※購入から一年以内のもの



特殊詐欺防止用電話機器購入費補助事業の流れ

補助対象機器を購入・設置



申請書の提出

※申請期限：購入日から1年以内

申請の際は、次の書類を防災交通課へ直接提出してください。

- 補助金交付申請書（様式あり）
- 調査承諾書（様式あり）
- 領収書（品名、規格、購入日(設置日)、販売店(取付業者)印のあるもの)
※インターネットで購入された場合は、物品の品名及び金額が確認できる書類、
領収書、クレジットカード等の引き落とし明細など。
- 製品等の規格がわかる書類の写し(カタログ、パンフレット、説明書等)
- 保証書の写し



補助金交付決定

防災交通課から購入費補助金交付決定通知書と購入費補助金請求書を郵送します。



請求書の提出

補助金交付決定がされたら、次の書類を防災交通課へ直接提出してください。

- 補助金交付請求書
- 振込先の口座通帳の表紙等の写し（金融機関名、口座番号及び名義がわかるもの）



防災交通課から指定口座へ補助金が振込

※請求書を受領してからおおよそ1ヶ月後

特殊詐欺に遭わないためには

- ・他人にはキャッシュカードを渡さない。
- ・他人には暗証番号を教えない。
- ・不審な電話番号には絶対に連絡しない。
- ・不審なメールやハガキは無視する。
- ・携帯電話でATMの操作の指示をされたり、還付金の話がされた時は、
最寄りの警察に相談をする。

